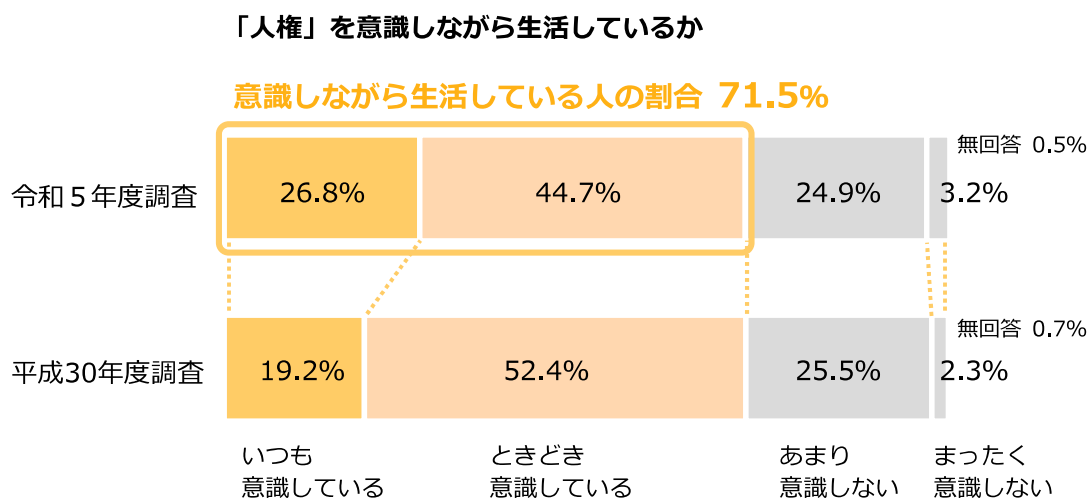


第2章 計画の施策と取組

目標Ⅰ 認め合い自由に生きる意識を育む

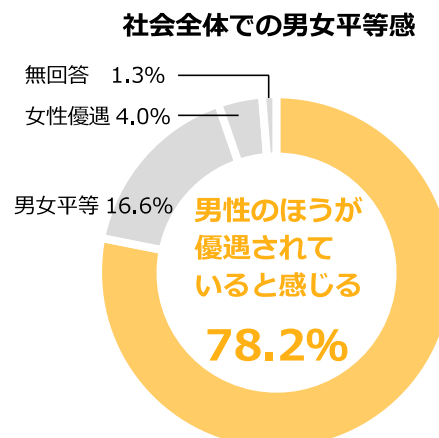
■ 現状

- 区の調査では、人権問題について関心の高かったものは「インターネットによる人権侵害」（59.5％）を筆頭に、「プライバシー侵害」「子ども」「女性（男女共同参画）」「各種ハラスメント」「障害者」「性的マイノリティ（LGBT等）」「高齢者」「外国人」と多岐にわたっています。
- 日頃、他人の立場を尊重する、人権の問題に関心を持つ等、「人権」を意識しながら生活している人の割合は71.5％です。特に「いつも意識している」と回答した人の割合は、26.8％で5年前の調査より7.6ポイント増えています。



- 外国人区民は令和7年1月1日時点で2万6,531人となっており、約28人に1人が外国人です。
- 区では、平成29年度から性的マイノリティに関する相談窓口を設置しているほか、令和5年度から都が発行する東京都パートナーシップ宣誓制度の受理証明書を区営住宅の入居申込みなどに活用しています。

- 「男は仕事、女は家庭」という考え方について「思う」「どちらかといえばそう思う」人の割合は18.1%で5年前の調査より10.6ポイント減っています。一方で、社会全体として「男性のほうが優遇」されていると感じる人の割合は78.2%で5年前の調査より3.6ポイント増えています。



- 区民からは、男女共同参画社会を実現するためには、子どもの頃からの教育・啓発がとても大切であるとの意見が寄せられています。

出典：令和5年度 人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査（練馬区）
 ※端数処理のため、数値の合計が100%とならない場合があります。
 住民基本台帳人口（練馬区）

■ 課題

- 性別、人種、年齢、職業・働き方、価値観などの多様な生き方に関する差別や偏見を排除し、互いに認め合い、暮らし、仕事、地域における様々な活動への参画や自らの希望に沿った生き方を自由に選択できる意識を育むことが重要です。
- 人権尊重や男女共同参画への理解促進のため、情報発信や学習機会の更なる充実を図ることが必要です。
- 固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を解消していくためには、子どもの頃からの理解の促進や、世代を超えたジェンダー平等意識の形成が必要です。

■ 施策と5年間の取組

施策1 認め合い自由に生きる意識を育む啓発の推進

施策の方向性

- 多様な生き方を認め合い、人権が尊重され、一人ひとりが能力と個性を活かすことができる社会の実現のため、あらゆる人権問題について、正しい知識の習得を促すなど啓発に取り組みます。

※人権問題は、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌ、外国人、HIV感染者等、犯罪被害者とその家族、インターネット上での誹謗中傷、北朝鮮による拉致問題、災害に伴う人権問題、各種ハラスメント、性的マイノリティ（LGBT等）、路上生活者の人権など様々です。社会状況の変化に伴い新たな人権問題が顕在化してくことも考えられます。

- 男女共同参画を推進するため、あらゆる世代に向けた啓発や情報発信に取り組みます。

※「高齢者」「障害者」「ひとり親家庭」「子ども」の各分野に関する区の施策は、個別計画である「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者計画」「地域福祉計画」や「子ども・子育て支援事業計画」等において取り組みます。

取組（1） 人権を尊重し、多様な生き方を認める意識の形成と啓発の強化

★重点取組

1 人権尊重の意識を高めるための啓発の実施

様々な人権問題に関して正しい知識を持ち、人権を意識して行動できるようにするとともに、インターネット上での誹謗中傷やヘイトスピーチ等の差別的言動の解消に向けた意識の形成のため、講座やパネル展等の啓発事業を実施します。

2 外国人に開かれた地域づくり【新規・充実】

国籍や言語、文化などの違いを受け入れ、誰もが心豊かに暮らせるよう、外国人に開かれた地域づくりに向けた外国人施策のあり方の検討を進め、新たな方針を策定します。互いの文化や習慣の違いを理解し合えるよう、外国人と日本人の交流イベントを実施します。

3 外国人への支援【充実】

外国人が日常生活で困ったことを相談できる窓口において4か国語での相談に応じるほか、区ホームページの131言語による多言語翻訳化など情報提供を行います。

初級日本語講座・日本語教室ボランティア養成講座の定員を拡充し、外国人が地域で安心して生活できるよう、日本語学習の場を充実します。

日本語のコミュニケーションに支障がある児童・生徒などへの対応として、区立小中学校全98校・区立幼稚園全3園へ配備した携帯翻訳機を活用します。

4 LGBT等当事者への支援

性自認や性的指向の悩みを抱える当事者等を対象にした相談や、同じ悩みを持つ当事者同士の交流会を充実します。東京都パートナーシップ宣誓制度と連携した取組を進めます。

多様な性を認め合い、当事者に対する差別や偏見の解消を目指し、啓発や情報発信を行います。

取組（2） ジェンダー平等を進めるための情報発信の強化

1 様々な媒体や機会を活用したジェンダー平等に関する情報発信【充実】

家庭・職場、地域など様々な視点から、ジェンダー平等や男女共同参画に関する講座やパネル展等の啓発事業を実施します。男女共同参画情報紙「MOVE」や区ホームページ、SNS、区が実施するイベントの機会等を活用し、積極的な情報発信を行います。女性手帳などの啓発物品のリニューアルをします。

2 区民や地域団体等と連携した男女共同参画推進のための啓発の実施【充実】

男女共同参画を推進するため、区民や地域団体と協働した啓発を実施します。

区の男女共同参画事業推進の拠点である男女共同参画センターにおいて、講座等各種事業、相談事業、図書・資料室の利用促進、情報発信機能などの更なる充実を図ります。

取組（3） 子どもの頃からの理解の促進 ★重点取組

1 人権尊重および男女共同参画に配慮した教育・保育の実施

保育所・幼稚園、小学校、中学校ではそれぞれの発達段階に応じて、性別に関わりなく、一人ひとりの個性や能力が育まれるよう、人権の尊重および男女共同参画に配慮した保育・教育を実施します。また、職員向けに研修を実施します。

2 子ども向け啓発イベントの実施【新規】

男女共同参画社会の実現に向け、子どもの頃からの理解促進を図るため、区内事業者や行政機関との協働で、体験型の啓発イベントを開催します。

子どもたちが楽しみながら、様々な職業や柔軟な働き方があることを学び、将来自分の希望に沿った進路や職業の選択を行うきっかけづくりを行います。

3 メディア・リテラシー、情報モラルに関する啓発

小・中学生がメディア・リテラシーや他者の人権に配慮した情報発信を身につけるための講習会等を実施します。

■ 目標Ⅰの指標

指標	令和5年度現況	目標
人権を意識して生活している人の割合	71.5%	75%
社会全体として男性のほうが優遇されていると感じる人の割合	男性68.8% 女性84.3%	減少
区の男女共同参画事業の認知度	32.1%	50%

男女共同参画情報紙「MOVE」

男女共同参画社会の実現に向けて考える情報紙です。年2回4月と10月に発行し、区立施設や区内の駅広報スタンドで配布するほか、区ホームページでご覧いただけます。

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/keihatsu/jinkendanjo/danjokyodo/move.html>



コラム①

人権について考えてみませんか

憲法は、基本的人権の尊重を大きな柱の一つとしており、侵すことのできない永久の権利として一人ひとりの人権を保障しています。

いじめや虐待、障害のある方や性的マイノリティの方などに対する誹謗中傷、インターネット上でのプライバシーの侵害や名誉棄損など、相手の人権を考えない行為が依然としてなくなりません。外国人や同和問題（部落差別）に関する差別的な落書きやヘイトスピーチなどの差別行為も発生しています。

私たちは多くの人と関わり合いを持って生きています。一人ひとりが能力と個性を活かすことができ、他の人たちと幸せに生きていくためには、お互いの個性を尊重し、認め合うことが必要です。

区では、差別を許さないという認識のもと、人権尊重に関するセミナーやパネル展を開催し、理解促進に取り組んでいます。

人権問題を身近な問題と捉え、支え合う社会を築いていきましょう。



人権セミナー

コラム②

ご存じですか？

アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）

「アンコンシャス・バイアス」とは、「自分自身は気づいていないものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいい、無意識のうちに“こうだ”と思う、思い込みのことです。

アンコンシャス・バイアスがもたらす問題は、個人の能力や特性を十分に活かすことができない点にあります。このような思い込みを解消し、多様な価値観や背景を持つ人々がその力を発揮できる環境を整えることが、家庭や職場、地域社会の成長にとって重要です。

まずは、自分の思い込みに気づき、他人に押し付けたり決めつけたりしないように意識することから始めましょう。

区は、ポスター、パンフレットなどで情報発信する際に、より適切な表現をわかりやすくまとめたガイドラインを作成しています。区ホームページでは、ガイドラインと共にフリーイラストも掲載しています。



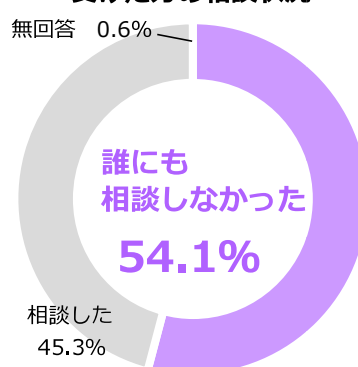
<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/keihatsu/jinkendanjo/danjo/kyodosankakuo/en/danjobyodonosuisin/hyougebnngaido.html>

目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性等を支援する

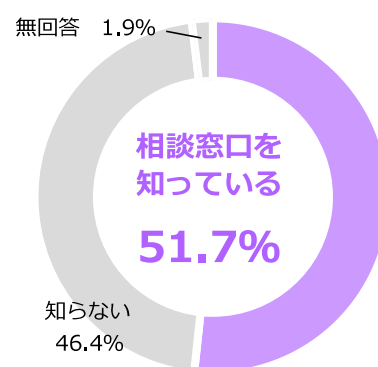
■ 現状

- 配偶者等から暴力を受けた経験のある人は18.6%です。そのうち誰にも相談しなかった人は54.1%です。区では、平成26年5月に練馬区配偶者暴力相談支援センター（※）を設置し、配偶者等暴力被害者の支援を行っています。配偶者等の暴力相談窓口の認知度は51.7%で、5年前の調査より17ポイント増えています。

配偶者等から暴力を受けた方の相談状況



相談窓口の認知度



- 国の調査では、特定の相手からのつきまとい等の被害経験がある人は10.2%、不同意性交等の被害経験がある人は4.7%でした。また、区の調査では、ハラスメントを受けた経験のある人は31.4%です。職場のハラスメントでは、1位が「パワーハラスメント」、2位が「カスタマーハラスメント」となっています。
- 生活困窮、性暴力・性犯罪被害、DV・児童虐待により居場所が無いなど、困難な問題を抱える女性に対し、東京都女性相談支援センターなどと連携し、一時保護や居場所の提供、生活支援等を実施しています。令和5年度の相談件数は4,938件です。
- 区は、相対的貧困率が高いひとり親家庭を対象に、生活・就労・子育ての3つの支援を組み合わせ提供するひとり親家庭自立応援プロジェクトを平成29年度から開始し、訪問型学習支援事業や親子レクリエーション事業など、23区で最も多くの取組を実施しています。

出典：令和5年度 男女間における暴力に関する調査（内閣府）
 令和5年度 人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査（練馬区）
 令和4年度 ひとり親家庭ニーズ調査（練馬区）

課題

- 被害者が暴力から逃れ、自分らしさを取り戻せるようになるためには、安全の確保や心のケア、経済的自立など多くの支援が必要です。
- 配偶者等暴力は、家庭内など人の目に触れにくく、被害が潜在化する傾向があります。被害を受けた人や暴力に気付いた周囲の人が迷わずに、関係機関に連絡や相談ができるように、相談窓口の周知や配偶者等暴力防止に関する啓発を進めることが重要です。
- ストーカー行為、性暴力、ハラスメント等を未然に防止するためには、これらが人権を侵害する許されない行為であるという認識を高めることが重要です。また、性暴力は性別を問わず被害者となる可能性があり、幼少期からの性教育や被害防止に関する啓発強化が必要です。
- 若年層が様々な情報に惑わされ、被害に巻き込まれないためには、正しい情報の提供や相談窓口の更なる周知が必要です。
- 令和6年4月に、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、DV・児童虐待により居場所が無いなど、困難な問題を抱える女性に対し、民間団体と連携した支援の強化が求められています。
- 緊急一時保護期間に次の生活の場が決まらない女性や、通勤・通学等の事情から遠方の施設入所を希望しない母子等への対応が求められています。
- 令和4年度に実施した調査では、ひとり親家庭の6割が子どもの教育や学力に悩みを抱えています。また、ひとり親家庭の4割が、子どもと過ごす時間が不十分と回答しています。いずれも平成28年度の調査から10ポイント以上増加しており、更なる支援の充実が必要です。

※練馬区配偶者暴力相談支援センター：施設名ではなく機能の総称です。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、人権・男女共同参画課、総合福祉事務所4所を中心に「練馬区配偶者暴力相談支援センター」として、関係部署が連携して被害者支援を行っています。主な業務は、相談、カウンセリング、一時保護、就労や居住支援など生活再建に向けた自立支援、保護命令制度の利用に関する支援などです。

■ 施策と5年間の取組

施策1 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援

第5次練馬区配偶者暴力防止
および被害者支援基本計画

施策の方向性

- 配偶者等暴力に対する相談窓口の充実および周知を行うとともに、暴力は重大な人権侵害であるという意識の啓発を進めます。
- 被害者の状況に応じ、配偶者暴力相談支援センターを中心に関係機関が連携して相談から生活再建までの支援に取り組みます。

取組（１） 被害者の相談から生活再建までの支援 ★重点取組

1 配偶者等暴力に関する相談窓口の充実【新規・充実】

配偶者等暴力に関する相談窓口の充実に向けて、LINE相談を実施します。
相談窓口の更なる周知を進めます。

2 被害の早期発見と被害者の状況に応じた支援

配偶者等暴力被害の早期発見、安全確保や心のケア（DV専門相談）、被害者一人ひとりの状況に合わせた適切な支援ができるよう、男女共同参画センターや総合福祉事務所が中心となり、警察、学校、保育所・幼稚園、子ども家庭支援センターなど関係機関と連携して取り組みます。

3 加害者更生に関する情報収集と取組の検討

被害者の安全で安心した暮らしに向けて、国等が行う加害者更生に関する情報の収集および提供を行い、取組を検討します。

取組（２） 配偶者等暴力の防止に向けた啓発

１ 配偶者等暴力を許さない意識の啓発

配偶者等暴力を許さない社会の実現を図るため、講座の実施や情報紙の発行など、啓発を実施します。

配偶者等暴力のある家庭における子どもへの影響について、子育て相談などの機会を捉えて情報提供を行います。

取組（３） 相談員の育成

１ 相談員の支援力の向上【充実】

人権・男女共同参画課に配置している相談員、総合福祉事務所に配置している女性相談支援員の支援力の向上を図るため、国や東京都、関係機関等が実施する専門研修の積極的な受講を促します。また、実務担当者会議等を通じて、困難事例等の課題解決に向け、相談員の情報共有や連携強化を進めます。

２ 区職員向け研修の実施

区職員による二次被害を防止するため、研修等への参加を促すとともに情報管理の徹底を図ります。

えーるスクエア

男女共同参画センターでは、「えーるスクエア」として毎年11月に、配偶者暴力、デートDV、性暴力防止の啓発のための講座やパネル展示を行っています。



十文字学園女子大学の学生の皆さんが作成したデートDV啓発のパネル展示（男女共同参画センターの「女性に対する暴力防止啓発事業」）

施策2 性暴力やハラスメント等の防止

施策の方向性

- ストーカー行為や性暴力、ハラスメント等を防止するため、意識啓発や相談窓口の周知、若年層に向けた被害防止の情報提供を進めます。

取組（１） ストーカー、性暴力等の暴力の防止に関する啓発 ★重点取組

1 性暴力等の暴力の防止に向けた啓発・支援

区民向け講座や啓発紙の発行など、性暴力等の暴力の防止に向けた啓発を進めます。ストーカー、性暴力等被害に関する専門支援機関等の情報提供や状況に応じて同行支援を実施します。

2 職員向け研修の実施

区職員をはじめ、保育所や幼稚園、学校など、子どもと関わる職員が、子どもに寄り添い、適切な対応が行えるよう、性暴力防止等に関する研修を実施します。

3 若年層への啓発・相談窓口周知の強化

若年層に向け、デートDVやSNS利用に起因する性被害、AV出演被害、レイプドラッグ等の被害の未然防止に向けた啓発や相談窓口に関する周知を強化します。

4 発達段階に応じた性に関する知識や暴力の防止に向けた啓発【充実】

児童・生徒への性暴力等防止に向けた区独自の「人権を基盤にした教育・研修プログラム」に基づく指導や、NPO等による出前講座、啓発リーフレットの配布など、子どもの発達段階に応じて、性に関する知識や暴力の防止に関する啓発を充実します。

取組（２） ハラスメント等の防止

1 相談内容に応じた相談窓口に関する情報提供

ハラスメントの相談内容に応じて適切な窓口を案内するとともに、ハラスメントについての情報提供を行います。

2 ハラスメントについての理解促進と防止に向けた啓発

区民や事業所、学校等に向けた講座や情報紙の配布など、ハラスメントについての理解の促進と防止に向けた啓発を実施します。

様々なハラスメントが問題になっています

コラム③

ハラスメントは「嫌がらせ、いじめ」を意味し、相手を不快にさせたり尊厳を傷つけたり、相手に不利益を与える発言や行動が問題となっています。その種類は様々です。（用語解説はP41へ）



パワーハラスメント



セクシュアルハラスメント



マタニティハラスメント

職場におけるハラスメントを防止するために、事業者は、方針の明確化と周知啓発、相談体制の整備、ハラスメントへの迅速かつ適切な対応などを講じる義務があります。

また、事業者には、「カスタマーハラスメント」（顧客等からの過度なクレームや就業環境に悪影響を及ぼす迷惑行為等）から就業者を守る対応が求められます。

東京都は、カスタマー・ハラスメント防止条例を、令和6年10月4日に全国初で制定しました。（令和7年4月1日に施行）



カスタマーハラスメント

ハラスメントに対する受け止め方には個人差がありますが、「なんでそんなこともできないの？」など個人の価値観を押し付けることが、相手に心理的な負担を与え、ハラスメントの加害者になってしまう可能性もあります。

それぞれの人が、互いの人格や価値観を尊重し、自らの言動に注意するとともに、職場内でのハラスメントになり得る言動について意識することが大切です。

施策3 困難な問題を抱える女性の早期発見と早期支援

困難女性支援法に基づく
「市町村基本計画」

施策の方向性

- 生活困窮、性暴力・性犯罪被害、DV・児童虐待により居場所が無いなど、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら最適な支援を受けられるように、関係機関や民間団体と連携し、支援調整機能の強化や居場所事業等を実施します。

※「高齢者」「障害者」「ひとり親家庭」「子ども」の各分野に関する区の施策は、個別計画である「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者計画」「地域福祉計画」や「子ども・子育て支援事業計画」等において取り組みます。

取組（１） 関係機関や民間団体と連携した支援調整機能の強化

1 支援調整会議の設置【新規】

関係機関や民間団体との情報共有や連携を深めるとともに、支援対象者に関する支援内容や支援の方向性を協議するため、支援調整会議を設置します。

取組（２） 若年女性などへの支援の充実 ★重点取組

1 若年女性のための居場所事業の実施【新規】

困難な問題を抱える若年女性が気軽に立ち寄り、相談・支援へのきっかけとなるよう、女性自立支援施設や女性支援を行う民間団体と協働し、居場所事業および出張型相談会を実施します。

2 若年女性のためのLINE相談の実施【新規】

悩みを抱える若年女性が、夜間や休日でも気軽に相談し、つながることができるLINE相談を実施します。

3 関係機関との連携支援【充実】

相談者が必要な支援を選択できるように、人権・男女共同参画課と総合福祉事務所が中心となり、東京都女性相談支援センター、女性自立支援施設、警察、医療機関、保健相談所、子ども家庭支援センター、児童相談所、民間団体等と連携し支援を進めます。

4 ひとり親家庭自立応援プロジェクト【充実】

相対的貧困率が高いひとり親家庭を対象に、生活・就労・子育ての3つの支援を組み合わせ提供する「ひとり親家庭自立応援プロジェクト」を平成29年度から開始しています。

貧困による子どもの体験格差が社会問題化するなか、相対的に貧困率が高いひとり親家庭に対しては、多面的できめ細やかな支援が必要です。

新たに、「ひとり親家庭体験格差解消プロジェクト」を実施します。学習の機会を確保するため、学習塾などに利用できるクーポン方式の支援を実施します。親子の体験支援メニューを、コンサートの鑑賞や歌舞伎、読書活動などに拡充します。

また、冠婚葬祭など親の外出時に月4時間までサービスを利用できるよう支給要件を緩和するとともに支給対象を離婚協議または、計画中で別居している世帯（実質ひとり親世帯）に拡大するなどホームヘルプサービスを拡充します。

※ひとり親家庭自立応援プロジェクトは、母子・父子世帯を共に対象としています。

5 緊急一時保護期間後等のミドルステイ事業【新規】

緊急一時保護期間に次の生活の場が決まらない女性や、通勤・通学等の事情から遠方の施設への入所を希望しない母子等に対して柔軟に支援を行うため、既存施設を活用し、緊急一時保護期間後等も、住まい・見守り・相談を一体で行うミドルステイ事業を実施します。

女性自立支援施設等と連携して、支援の充実について検討し、取組を進めます。

■ 目標Ⅱの指標

指標	令和5年度現況	目標
配偶者等からの暴力の相談窓口の周知度	51.7%	60%
ハラスメントを受けた経験がある人の割合 （過去5年間）	31.4%	減少
困難な問題を抱える若年女性が相談につながった件数	708件	増加

目標Ⅲ 男女が共に活躍できる道を広げる

■ 現状

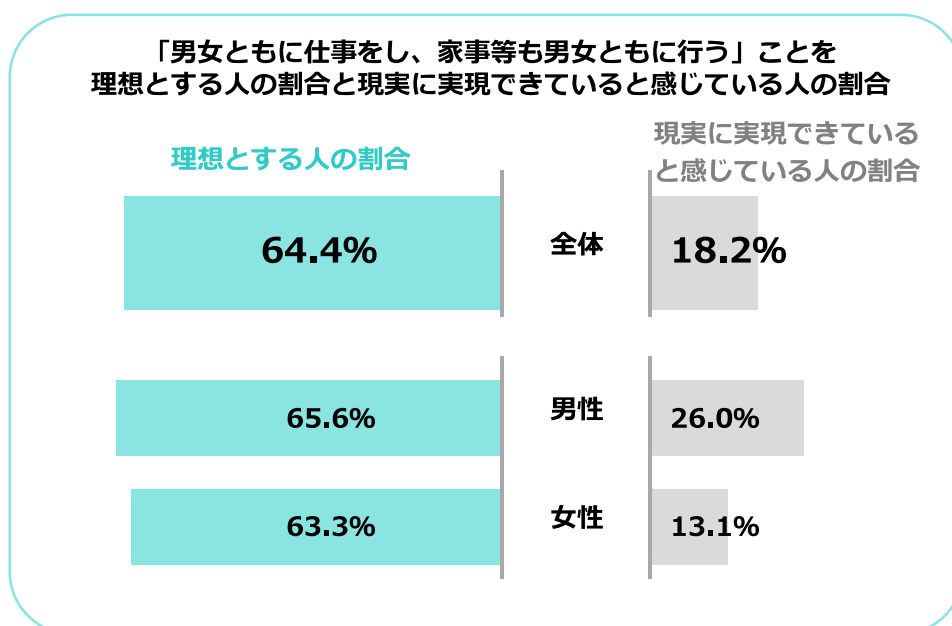
- 区の調査では、女性が職場で活躍することを困難にしている理由として、「育児や介護・看護、家事」が84.8%となっています。就労形態で「アルバイト・パート・派遣」は男性では7.8%であるのに対し、女性では28.1%です。

- 練馬区は、周辺自治体と比べ子育て世帯が多く、共働き世帯が全世帯の6割を超えています。

家庭生活において「男女平等である」と感じる人の割合は31.5%です。5年前の調査より6.9ポイント増加しましたが、「男性が優遇」と感じる人の割合も7.4ポイント増加し52.7%となっています。

家庭における男女の役割分担について、「男女ともに仕事をし、家事等も男女ともに」を理想とする人は64.4%ですが、現実に実現できていると感じている人は18.2%で、理想と現実に乖離が見られます。現実に実現できていると感じている人は男性26.0%に対し、女性13.1%と男女の意識にも乖離が見られます。

家庭における男女の役割分担



- 1週間で家事等に充てる時間数は、女性29.4時間、男性10.3時間です。5年前の調査と比較すると女性は1時間短くなり、男性は1時間増えています。
- 仕事、家庭、個人の時間、「全ての調和がとれている」を理想とする人は全体の55.8%と最も多くなっていますが、現実には、男性は「仕事優先」56.4%が最も多く、女性は「家庭優先」40.6%が最も多くなっています。
- 令和5年度末の練馬区の審議会等の女性委員の比率は、公募の女性委員の比率は53.1%ですが、団体推薦委員なども合わせた全体では33.4%となっています。
- 男女共同参画および性別の違いに配慮した防災・災害対策のために必要な取組として、「更衣室やプライバシーの確保への配慮」67.5%、「性別の違いに配慮した避難所の管理運営や備蓄を行う」63.9%が多くあげられています。
- リプロダクティブ・ヘルス&ライツ（「性と生殖」に関する健康と権利）を守るために必要な支援として、「子どもの成長と発育に応じた性教育と相談体制の充実」71.6%が最も多く、次いで「妊娠・出産についての情報提供、相談体制の充実」65.7%となっています。
- 核家族化の進展、共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が多様化する中で、心身の負担の特に大きい妊娠・出産・子育て期は、不安感や孤立感を抱えやすい傾向があります。

出典：令和5年度 人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査（練馬区）
令和5年度 審議会等の女性の任用状況調査（練馬区）
令和5年度 子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査（練馬区）



■ 課題

- 練馬区内の事業者の約8割は従業員が9人以下の小規模事業者です。女性活躍やワーク・ライフ・バランスを推進するためには、区内事業者に適した事例紹介や支援情報の提供などを行うことが必要です。
- 女性の活躍を支援するため、スキルアップのための講座や、就労促進および起業のための相談などが必要です。
- 区の政策等の決定の場面で、多様な視点や考え方を反映させるためには、性別に関わりなく審議・決定に参画することが必要です。
- 男女が職場や地域で共に活躍するためには、家庭での男女協働を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスを保ちつつ働き続けられるよう、子育てや介護に関する支援を充実することが必要です。
- 性別、年齢、障害の有無、国籍など多様なニーズに配慮した災害対策を、区民一人ひとりが意識して進めることが必要です。
- 生理、妊娠、出産、更年期など、女性が自身の身体と向き合い、健康で自分らしく生きることができるよう、リプロダクティブ・ヘルス&ライツへの理解の促進と、子どもの頃から発達段階に応じた性教育などについて、情報発信や学習の機会を充実することが必要です。
- 妊娠期から子育て期まで切れ目なく身近な場所で相談ができ、安心して出産・子育てができる環境の更なる充実と、よりきめ細やかなサポートが求められています。

■ 施策と5年間の取組

施策1 誰もが働きやすい職場環境づくりと 女性の就労、再就職、能力開発への支援

女性活躍推進法に基づく
「市町村推進計画」

施策の方向性

- 女性が働きやすい職場環境づくりに取り組めるよう、区内事業者に対してワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進の更なる啓発・情報提供を行います。
- 年代やライフステージに合わせて一人ひとりの能力を活かせるよう、女性の就労や起業、再就職に関する支援を行います。

取組（１） 事業者に向けた働きやすい職場環境づくりへの支援

1 ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくり

区内に多い小規模事業者に適した職場環境づくりを推進するため、事業者向けのセミナーの実施や成功事例の紹介、国や東京都が実施する職場環境改善等に係る各種助成制度についての情報提供を実施します。

育児・介護休業制度の普及促進とハラスメント防止のための啓発を行います。

2 職場での女性活躍に向けた取組の促進

女性が働きやすい職場環境づくりと、女性の積極的な登用や職場定着率の向上に向けた取組が進むよう、講座や事例紹介、各種相談などを実施します。

3 区の契約制度における女性活躍の支援【新規】

女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定）や、一般事業主行動計画を策定し公表を行った企業について、区が実施する総合評価方式入札（※）での加点や、プロポーザル方式（※）による事業者選定での評価項目に取り入れるなど、事業者における女性活躍推進の取組を促していきます。

※総合評価方式入札：区が発注する工事事件の入札において、工事価格、施工能力、企業の地域貢献等を総合的に評価して落札者を決定する入札方式

※プロポーザル方式：価格のみによる競争では不十分な案件、または馴染まない案件について、事業者の提案を、企画力、技術力、実績等の点から評価し選定する方式

取組（２） 女性活躍推進のための就労、起業、再就職に関する支援

★重点取組

1 就労に関する支援【新規・充実】

働く女性のためのスキルアップ講座など、多様なキャリア機会を得られるような事業を実施します。働く女性が知っておきたい制度等について情報発信します。

女性の就労促進に向け、男女共同参画センターで実施しているパソコン基礎スキル習得講座に加え、デジタルマーケティングなどの高度な内容をオンラインで学べる学習コースを追加し、女性のためのデジタルスキル習得講座としてリニューアルします。

2 起業に関する支援

女性の社会進出と経済的自立を推進するため、男女共同参画センターや練馬ビジネスサポートセンターにおいて、起業を希望する女性を対象とした「起業家セミナー」や、起業・経営に関する女性向けの個別相談会を実施します。

3 再就職に関する支援

子育て・介護等により離職した女性に向けて、ハローワークなど関係機関と連携し、子育て中やシニアなどの世代に応じた再就職支援講座、面接会を実施します。

女性のお仕事お役立ち BOOK

ずっと働きたい、キャリアアップしたい、子育てが一段落したら再就職したい、起業したい…

様々な思いをお持ちの女性のために、「女性のお仕事お役立ちBOOK」を男女共同参画センターで配布しています。区ホームページでもご覧いただけます。

お役立ち情報からコラムまで、働くための情報を掲載しています。

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/keihatsu/jinkendanjo/danjokyodo/oshigotoBOOK.html>



施策2 政策等・方針決定過程における男女共同参画

女性活躍推進法に基づく
「市町村推進計画」

施策の方向性

- 政策決定や方針策定において、男女共同参画の視点を反映するため、全体の割合が男女同数となるよう、女性の積極的な参画を促進します。

取組（１） 区の審議会等委員への女性の積極的な参画

1 区の審議会等委員への女性参画の推進

区の審議会等委員について、男女構成比の均衡を図るよう取り組みます。
公募委員の男女の構成比は、5割を維持します。

取組（２） 委員公募に関する女性への啓発

1 各種委員公募における取組

区ホームページに各種委員の区民公募を掲載し、女性が積極的に応募するよう情報提供や意識啓発を図るとともに、応募しやすい条件を整えます。



施策3 家庭における男女の協働

女性活躍推進法に基づく
「市町村推進計画」

施策の方向性

- 男性も主体的に家事・育児・介護を行えるよう、男性への啓発を行います。
- 男女がともにワーク・ライフ・バランスを保ちつつ働き続けられるよう、子育て支援および介護支援の充実を図ります。

※「子ども」「高齢者」「障害者」「ひとり親家庭」「生活困窮世帯」の各分野に関する区の施策は、個別計画である「子ども・子育て支援事業計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者計画」「地域福祉計画」等において取り組みます。

取組（１） 家事・育児に家族で取り組むための支援 ★重点取組

1 家事や育児に関する講座等の実施

「赤ちゃんからの飲む食べる相談」の実施を保護者が参加しやすい土曜日も含めた日時・内容で実施します。「赤ちゃん準備教室」で交流会の実施や育児応援動画を活用した普及啓発や情報発信により、妊娠・出産・子育てのイメージづくりができるよう内容を充実します。

男性も、家事や育児のノウハウを学べる「お父さんの子育て講座」や、家族で参加する「パパと子どものキッチンワーク」など、家庭への啓発を実施します。

2 男性も育児に参加しやすい環境づくり

男性も育児に参加しやすい環境づくりのため、区立施設改修等の機会を捉え、男性トイレやバリアフリースイレ等におむつ交換台やベビーチェア等の設置を進めます。

3 様々な媒体や機会を活用したジェンダー平等に関する情報発信【充実】【再掲】

家庭・職場、地域など様々な視点から、ジェンダー平等や男女共同参画に関する講座やパネル展等の啓発事業を実施します。男女共同参画情報紙「MOVE」や区ホームページ、SNS、区が実施するイベントの機会等を活用し、積極的な情報発信を行います。女性手帳などの啓発物品のリニューアルをします。

4 区民や地域団体等と連携した男女共同参画推進のための啓発の実施

【充実】 【再掲】

男女共同参画を推進するため、区民や地域団体と協働した啓発を実施します。

区の男女共同参画事業推進の拠点である男女共同参画センターにおいて、講座等各種事業、相談事業、図書・資料室の利用促進、情報発信機能などの更なる充実を図ります。

取組（２） 子育てに関する支援

1 子育てのかたちを選択できる社会の実現 **【充実】**

多様化する子育てサービスのニーズに応える施策を展開し、子育てのかたちを選択できる社会を実現します。

保育所待機児童ゼロの継続や練馬こども園の拡充、ねりっこクラブの全区立小学校での実施、一時預かり事業の拡充などに取り組みます。

障害児および発達に心配のある児童の保護者が疾病などの理由により一時的に保育が必要となった際に、一時預かり事業を実施し、子どもとその保護者の健康、福祉の増進を図ります。また、医療的ケアが必要な障害児者の受入れに向けた検討を進めます。

2 育児中の保護者の支援 **【充実】**

核家族化、働き方の多様化等による子育ての負担や不安の解消のため、「赤ちゃん準備教室」で交流会の実施や育児応援動画を活用した普及啓発や情報発信により、妊娠・出産・子育てのイメージづくりができるよう内容を充実します。

また、助産師のいる施設での母子ショートステイや母子デイケア、助産師による産後ケア訪問により育児相談や授乳相談などを受けることができる事業を実施しています。高まる利用者ニーズに応えるため、実施事業者数を拡充するなど事業の充実を図ります。

取組（３） 介護等に関する支援

1 介護等に関する相談支援体制の強化 **【充実】**

地域包括支援センターは、高齢者とその家族の生活を支える区の相談窓口です。今後、高齢者人口の将来推計や地域の人口バランスを考慮して、センターの増設・移転、担当地域の見直しに取り組んでいきます。

障害者地域生活支援センター（基幹相談支援センター）による事例検討や情報共有を図る連絡会の開催等を通じ、民間事業所の相談支援専門員の質の向上に取り組めます。当事者だけでなく、家族支援も含めた相談支援体制の充実を図ります。

施策4 様々な人に配慮した災害対策

施策の方向性

- 性別や年齢、障害の有無、国籍など多様な視点に配慮した災害対策に取り組みます。

取組（１） 防災活動への女性の参加促進

1 防災活動における女性の参加促進と周知啓発

女性防災リーダー育成講座をはじめとする講座や講演会の実施を通じて、女性が防災活動に参加する重要性を啓発するとともに、女性の防災活動への参加を促進します。

2 女性への配慮の周知啓発

災害時における女性への配慮の理解をより一層高めるため、女性の視点や配慮すべき点を意識した講座や訓練などを実施するとともに、各種手引きを活用して周知啓発を図ります。

取組（２） 多様な視点や安全に配慮した避難拠点運営

1 多様な視点に配慮した避難拠点運営

女性、妊産婦、乳幼児、高齢者、障害者、外国人、LGBT等の方など、多様な視点に配慮した避難拠点運営に取り組みます。

資器材の更新時には誰もが扱いやすいものを取り入れるよう配慮するとともに、多様なニーズに対応した物資を確保していきます。

2 安全な避難拠点運営

避難拠点内での性犯罪などの発生を防ぐため、暗がりになる場所を減らす、複数での行動を呼びかける、定期的なパトロールを実施するなどの対策を普段から検討し、マニュアル化するなど、安全な避難拠点運営に取り組んでいきます。

災害時にも 相手の立場に立って考え、お互いに協力し合おう

いざ地震が起きた時、

- ・学校に行っている子どもと連絡が取れなかった。
- ・赤ちゃんと避難所に行くとき何をもって行けばいいの？
- ・足腰が悪いし、耳も遠い。独りで避難できるかな。
- ・外国人の僕には、難しい漢字は分からない。
- ・トランスジェンダーの私には、男女別の更衣室が使いづらい。

災害時であっても、一人ひとり違いがあって、必要なものや望む支援は人それぞれ。そのことを知ったうえで、お互いに協力し、助け合っていくことが大切です。



施策5 女性の健康への切れ目のない支援

施策の方向性

- 女性が自らの健康と権利を守って心身ともに豊かに生きていくため、妊娠や出産など女性の健康について自己決定権を保障するリプロダクティブ・ヘルス&ライツの理解促進を図ります。
- 妊娠・出産期の母子の健康支援から、父母がともに行う子育てへの支援、外国人保護者への配慮、健康診査等の予防対策、こころの健康相談など、「健康づくりサポートプラン」等に基づき、総合的な健康推進に取り組めます。

取組（１） リプロダクティブ・ヘルス&ライツに関する啓発

1 リプロダクティブ・ヘルス&ライツに関する普及・啓発

女性が生理周期、妊娠、出産、更年期などのライフイベントや女性特有の疾患、社会的・経済的課題による健康への影響に関する正しい知識を得て、性や子どもを産むことに関わる全てにおいて自分自身で選択して決定できるよう情報発信に努めます。

2 発達段階に応じた性に関する知識や暴力の防止に向けた啓発【充実】【再掲】

児童・生徒への性暴力等防止に向けた区独自の「人権を基盤にした教育・研修プログラム」に基づく指導や、NPO等による出前講座、啓発リーフレットの配布など、子どもの発達段階に応じて、性に関する知識や暴力の防止に関する啓発を充実します。

子どもたちの笑顔のために ～性暴力被害について保護者ができること～

子どもたちが性暴力被害にあっている現状があります。
このリーフレットでは、子どもたちが被害にあわないために、また被害にあった子どもたちの回復のために、保護者の皆さんができることについて紹介しています。

区立小学校で配布しているほか、区ホームページでご覧いただけます。



<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/keihatsu/jinkendanjo/danjokyodo/kodmoegao.html>



取組（２） 妊娠・出産等に関する支援

１ 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援【新規・充実】

仕事や子育て等により、平日や日中に妊娠・子育てに関する問合せができない妊産婦や家族のために、医師等の専門職が24時間365日メール相談を受け付けるほか、夜間のオンライン相談を実施し、区役所に足を運ぶことなく、いつでも気軽に相談できる環境を整備します。妊娠に不安を抱える方などを含め、幅広く相談に応じます。

また、妊娠・子育て相談員による妊婦面談、こんにちは赤ちゃん訪問、保護者同士のグループ相談などにより、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を引き続き行います。

２ 育児中の保護者の支援【充実】【再掲】

核家族化、働き方の多様化等による子育ての負担や不安の解消のため、「赤ちゃん準備教室」で交流会の実施や育児応援動画を活用した普及啓発や情報発信により、妊娠・出産・子育てのイメージづくりができるよう内容を充実します。

また、助産師のいる施設での母子ショートステイや母子デイケア、助産師による産後ケア訪問により育児相談や授乳相談などを受けることができる事業を実施しています。高まる利用者ニーズに応えるため、実施事業者数を拡充するなど事業の充実を図ります。

取組（３） こころとからだの健康づくりに関する支援

１ 疾患の早期発見と治療に関する支援【新規・充実】

疾患の早期発見のためには、健診を定期的に受けることが大切です。SNS等を活用して受診を勧奨していきます。また、子育て中の保護者が受診しやすいよう保育サービスを実施します。

女性特有の疾患の早期発見のための検診として、乳がん・子宮頸がんや骨粗しょう症検診があります。特に、女性特有のがん疾患の検診受診率の向上のため、検診実施のほかに「乳がん出張講座」、パネル展などを実施します。また、検診や予防接種の大切さについて、区内の専門医の協力を得て動画を作成しSNSを通じて配信します。正しい情報の発信と女性目線で感じる不安に応える内容とし、講座やパネル展と合わせて周知していきます。

がんに関する相談窓口や支援制度等の周知・啓発を図るとともに、ウィッグ等購入費用の助成を行います。

2 こころの健康問題を抱える方等への支援【新規・充実】

NPO法人と連携した相談支援や、LINEやアプリ等により広く情報を発信し、適切な相談窓口につながります。また、区内の経営者等向けのメンタルヘルスケア講座や若年者のゲートキーパー（自殺防止対策の要となる人材）育成強化にむけて、高校生を対象とした養成講座を実施します。

区内の三次救急（※）医療機関である順天堂練馬病院と連携し、保健師・地域精神保健相談員が自殺未遂者やその家族の相談に応じ、支援します。

■ 目標Ⅲの指標

指標	令和5年度現況	目標
家庭における男性の家事・育児等への平均従事時間（1週間）	10.3時間	12時間
区内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの取組状況	61.5%	75%
仕事、家庭生活、個人の時間のすべてが調和していると感じる区民の割合	14.1%	増加
区の審議会等の女性委員の比率	33.4%	50%
職場において男女平等であると感じている女性の割合	26.9%	増加
この地域で子育てをしたいという区民の割合	96%	98%
女性防災リーダー育成講座等の講座や講演会を受講した人（累計）	※636人	1,500人

※令和5年度までに女性防災リーダー育成講座・講演会を受講した累計

※三次救急：救急医療体制は、都道府県が作成する医療計画に基づき、患者の症状に応じて初期（一次）救急、二次救急、三次救急の三段階に分けられる。

【初期（一次）救急】入院を必要としない軽症の患者に対応する救急医療。

【二次救急】入院治療を必要とする中等症および重症の患者に対応する救急医療。

【三次救急】生命の危機が切迫している重症および複数の診療科領域にわたる全ての救急患者に対応する救急医療。

用語解説

用 語		頁	解 説
固定的な性別役割分担意識		P3 P13	男女を問わず個人の能力等によって役割を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。
ジェンダー		P13 P15 P32 P49	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。
性自認 （ジェンダー・アイデンティティ）		P15	自分自身の性別を自分でどのように認識しているのかということです。
性的指向		P15	人の恋愛・性愛の対象がどのような方向に向かうのかを示す概念です。
SOGI（ソジ）		-	性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をSOGIと表現することもあります。SOGIは性的マイノリティだけではなく、異性愛の人なども含めて全ての人が持っている属性のことです。
LGBT		P12 P14 P15 P34	LGBTは代表的な性的マイノリティの頭文字をとって作られた言葉です。身体の性と心の性（性自認ともいう）が一致しない人、性的指向が同性や両性（男女）に向かう人など、社会的に少数派となる人たちのことを「性的マイノリティ」といいます。また、誰に対しても恋愛感情や性的欲求を抱かない人のことであるアセクシャルや自身の性自認や性的指向が定まっていない人のことであるクエスチョニングなど、LGBTの枠に当てはまらない性的マイノリティの人もあります。
	Lesbian（レズビアン）		女性同性愛者
	Gay（ゲイ）		男性同性愛者
	Bisexual（バイセクシュアル）		両性愛者
	Transgender（トランスジェンダー）		身体の性と異なる性別で生きる人、生きたいと望む人

用 語	頁	解 説
性同一性障害		医療機関を受診し、身体の性と心の性が一致しないと診断された場合の疾患名を指します。 令和元年5月に世界保健機関（WHO）が発行している「疾病及び関連保健問題の国際統計分類（ICD）」から性同一性障害が「精神疾患」から除外され、「性の健康に関連する状態」という分類の中に gender incongruence（仮訳「性別不合」）が新設されました。
Ally（アライ）		性的マイノリティ（LGBT等）に対する理解と支援の意思を表明している人です。
東京都パートナーシップ宣誓制度	P12 P15	パートナーシップ関係にある二人からの宣誓・届出を、都が受理したことを証明（受理証明書を交付）する制度です。 性的マイノリティのパートナーシップ関係にある方が、日常生活の様々な場面での手続きが円滑になるほか、例えば都営住宅への入居申込等、新たにサービスが受けられるようになります。
ヘイトスピーチ	P14 P17	特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動のことをいいます。
メディア・リテラシー	P16	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことをいいます。
相対的貧困率	P18 P25	等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分（貧困線）に満たない世帯員の割合のことをいいます。
デートDV	P22	婚姻前の恋人同士など、親密な関係にある相手からの身体、言葉、態度による暴力（気に入らないと暴力を振う、罵倒する、携帯電話をチェックする、家族・友人との付き合いを制限するなど）をいいます。
AV出演被害	P22	「モデル・アイドルになりませんか」と声をかけられたり、高収入のアルバイトに応募したことをきっかけに、アダルトビデオ（AV）の出演を余儀なくされる被害です。
レイプドラッグ	P22	睡眠薬などを飲み物や食べ物に混ぜて、相手の意識をもうろうとさせ、抵抗できない状況にして、わいせつな行為をする性的暴行のことをいいます。

用 語	頁	解 説
女性自立支援施設	P8 P24 P25	女性自立支援施設は、様々な困難な問題を抱えた女性を対象に、心と身体の健康や権利の回復を図り、安定して自立した生活ができるよう中長期的な支援を行う重要な機関です。入所者には、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害を受けている方も多く、心身の健康等の回復には、時間を要する場合があります。女性自立支援施設は、安心できる環境で本人の状況に応じた回復支援を行います。都内には、5か所の女性自立支援施設が設置されており、千葉県には、全国から入所できる女性自立支援施設があります。
セクシュアルハラスメント	P23	性的な言動により、個人の生活の環境を害することまたは不利益を与えることをいいます。
パワーハラスメント	P18 P23	職場において、職務上の地位や人間関係の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させることを指すのが一般的ですが、職場以外の人間関係においてパワーハラスメントと認定されるケースも増えており、職場の中だけの問題とはいえなくなってきました。
マタニティハラスメント	P23	妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、不利益な異動、減給、降格等の不利益な取扱いを行うことをいいます。
SOGIハラスメント	-	性自認や性的指向に関連した差別的な言動や嘲笑、いじめや暴力等をいいます。
カスタマーハラスメント	P18 P23	顧客等から就業者に対する、著しい迷惑行為であり、就業環境を害するものをいいます。著しい迷惑行為は、暴行、脅迫その他の違法な行為又は正当な理由がない過度な要求、暴言など不当な行為のことです。
ワーク・ライフ・バランス	P3 P28 P29 P32 P38 P47	仕事と生活の調和とも言い、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態です。
えるぼし認定	P29	女性活躍推進法に基づき、女性の活躍に関する状況が優良な企業が、厚生労働大臣からの認定を受けるものです。
くるみん認定	-	次世代育成支援対策推進法に基づき、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣から認定を受けるものです。
リプロダクティブ・ヘルス＆ライツ	P27 P28 P36	いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなど、性と生殖に関する健康やその権利のことをいいます。

主な事業一覧

目標Ⅰ 認め合い自由に生きる意識を育む

施策	取組	主な取組/事業	主な所管課
1	(1)	1 人権尊重の意識を高めるための啓発の実施	人権・男女共同参画課
		2 外国人に開かれた地域づくり	地域振興課
		3 外国人への支援	広聴広報課 地域振興課 学務課
		4 L G B T等当事者への支援	人権・男女共同参画課
	(2)	1 様々な媒体や機会を活用したジェンダー平等に関する情報発信	人権・男女共同参画課
		2 区民や地域団体等と連携した男女共同参画推進のための啓発の実施	人権・男女共同参画課
	(3)	1 人権尊重および男女共同参画に配慮した教育・保育の実施	学務課 教育指導課 保育課
		2 子ども向け啓発イベントの実施	人権・男女共同参画課 こども施策企画課
		3 メディア・リテラシー、情報モラルに関する啓発	教育指導課 青少年課

目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性等を支援する

施策	取組	主な取組/事業	主な所管課
1	(1)	1 配偶者等暴力に関する相談窓口の充実	人権・男女共同参画課 総合福祉事務所
		2 被害の早期発見と被害者の状況に応じた支援	人権・男女共同参画課 生活福祉課 総合福祉事務所 子ども家庭支援センター
		3 加害者更生に関する情報収集と取組の検討	人権・男女共同参画課
	(2)	1 配偶者等暴力を許さない意識の啓発	人権・男女共同参画課
	(3)	1 相談員の支援力の向上	人権・男女共同参画課 総合福祉事務所
		2 区職員向け研修の実施	人権・男女共同参画課
2	(1)	1 性暴力等の暴力の防止に向けた啓発・支援	人権・男女共同参画課 総合福祉事務所
		2 職員向け研修の実施	人権・男女共同参画課 人材育成課 教育指導課 保育課
		3 若年層への啓発・相談窓口周知の強化	人権・男女共同参画課
		4 発達段階に応じた性に関する知識や暴力の防止に向けた啓発	人権・男女共同参画課 教育指導課
	(2)	1 相談内容に応じた相談窓口に関する情報提供	人権・男女共同参画課 総合福祉事務所
		2 ハラスメントについての理解促進と防止に向けた啓発	人権・男女共同参画課
3	(1)	1 支援調整会議の設置	人権・男女共同参画課
	(2)	1 若年女性のための居場所事業の実施	人権・男女共同参画課
		2 若年女性のためのLINE 相談の実施	人権・男女共同参画課
		3 関係機関との連携支援	人権・男女共同参画課 総合福祉事務所 子ども家庭支援センター
		4 ひとり親家庭自立応援プロジェクト	生活福祉課
		5 緊急一時保護期間後等のミドルステイ事業	人権・男女共同参画課 生活福祉課

目標Ⅲ 男女が共に活躍できる道を広げる

施策	取組	主な取組/事業	主な所管課
1	(1)	1 ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくり	人権・男女共同参画課 経済課
		2 職場での女性活躍に向けた取組の促進	人権・男女共同参画課
		3 区の契約制度における女性活躍の支援	経理用地課
	(2)	1 就労に関する支援	人権・男女共同参画課
		2 起業に関する支援	人権・男女共同参画課 経済課
		3 再就職に関する支援	人権・男女共同参画課
2	(1)	1 区の審議会等委員への女性参画の推進	人権・男女共同参画課
	(2)	1 各種委員公募における取組	人権・男女共同参画課
3	(1)	1 家事や育児に関する講座等の実施	人権・男女共同参画課 保健相談所 青少年課
		2 男性も育児に参加しやすい環境づくり	人権・男女共同参画課 各施設所管課
		3 様々な媒体や機会を活用したジェンダー平等に関する情報発信【再掲】	人権・男女共同参画課
		4 区民や地域団体等と連携した男女共同参画推進のための啓発の実施【再掲】	人権・男女共同参画課
	(2)	1 子育てのかたちを選択できる社会の実現	障害者サービス調整担当課 子育て支援課 こども施策企画課 保育計画調整課
		2 育児中の保護者の支援	健康推進課 保健相談所
	(3)	1 介護等に関する相談支援体制の強化	障害者施策推進課 高齢者支援課
4	(1)	1 防災活動における女性の参加促進と周知啓発	区民防災課
		2 女性への配慮の周知啓発	区民防災課 人権・男女共同参画課
	(2)	1 多様な視点に配慮した避難拠点運営	区民防災課
		2 安全な避難拠点運営	区民防災課 防災推進課
5	(1)	1 リプロダクティブ・ヘルス&ライツに関する普及・啓発	人権・男女共同参画課
		2 発達段階に応じた性に関する知識や暴力の防止に向けた啓発【再掲】	人権・男女共同参画課 教育指導課
	(2)	1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援	健康推進課 保健相談所
		2 育児中の保護者の支援【再掲】	健康推進課 保健相談所
	(3)	1 疾患の早期発見と治療に関する支援	健康推進課 保健相談所
		2 こころの健康問題を抱える方等への支援	保健予防課 保健相談所